

岬町行財政集中改革計画

(第3次集中改革プラン)

平成29年2月

岬町

目 次

1. これまでの行財政改革の取組みと実績等	P. 1
2. 町財政の現状	P. 2
3. 今後の重要施策と財政収支見通しの試算	P. 5
4. 改革取組前の今後の財政状況等	P. 7
5. 新たな行財政改革計画策定の必要性	P. 8
6. 第3次集中改革プラン策定に係る基本方針（基本的な事項） . .	P. 9
7. 第3次集中改革プランの計画期間及び計画目標	P. 11
8. 改革取組後の財政収支見込等	P. 11
9. 主な行財政改革項目	P. 12
10. 行財政改革の推進体制及び進行管理	P. 13
11. 別紙資料一覧	P. 14

岬町行財政集中改革計画

(第3次集中改革プラン)

1. これまでの行財政改革の取組みと実績等

(1) 行財政改革の取組状況

本町は、これまで昭和57年度から次のとおり、行財政改革の方向性を定め、積極的に取り組んできました。

- ・昭和57年度：財政健全化計画の策定（昭和57年度～平成3年度）
- ・昭和61年度：岬町行政改革大綱の策定
- ・平成16年度：行財政改革プランの策定（平成16年度～20年度）
 - ↓ 国の「行革の推進指針」に基づき、再編・整理して
- ・平成17年度：第1次集中改革プランの推進（平成17年度～21年度）
- ・平成23年度：第2次集中改革プランの推進（平成23年度～27年度）
- ・平成24年度：第2次集中改革プランの中間見直し

※ 中間見直しについては、行財政改革懇談会の意見を受け、平成23・24年度の計画進捗状況を踏まえた上で、計画目標額の見直しを実施しました。

(2) 第2次集中改革プランの実績等

第2次集中改革プランにおいては、施策・事務事業の見直し、公共施設の見直し、財政基盤の強化、定員・給与の適正化、人事制度の見直しなど、下記の9区分において93項目の改革に取り組み、このプランにおける目標効果額とほぼ同様の改革効果額を得ております。

しかし、未収債権の徴収強化を図り財源を確保することを優先するとしたことから、受益者負担の適正化などの一部の改革項目では、未実施の状況となっているものがあります。

【第2次集中改革プランの効果額と主な取組み】

(単位：百万円)

年 度 改革区分	H23 効果額	H24 効果額	H25 効果額	H26 効果額	H27 効果額	主な改革項目
1 施策・事務事業の見直し	40	56	67	94	130	○民間委託における委託料の積算根拠等の見直し ○事業抑制による下水道事業特別会計繰出金の削減
2 公共施設の見直し	31	41	39	38	41	○健康ふれあいセンター指定管理委託料の削減 ○公民館・文化センター・青少年センターの管理運営の経費削減
3 財政基盤の強化	23	39	26	48	60	○町税の徴収率(現年99%・滞納35.4%)、国保の徴収率(現年96.5%・滞納14%)を目指す ○固定資産税超過税率の0.1%引き下げ(平成25年度から) ○余剰地の売却、ふるさと寄付金の確保
4 定員・給与の適正化	141	33	94	90	▲54	○新規採用の抑制による職員定数の削減 ○一般職の給与2%のカット ○退職手当を3年に分割支給し、負担の平準化を図りながら退職手当債の発行を抑制

改革区分 \ 年 度	H 2 3 効果額	H 2 4 効果額	H 2 5 効果額	H 2 6 効果額	H 2 7 効果額	主な改革項目
5 人事制度の見直し	1	1 1	1 8	2 3	2 5	○臨時職員の勤務時間の短縮 ○臨時の保育士の効率的な配置
6 公債費比率の引下げ	2 0	2 0	▲ 4 1	0	0	○既発行債の償還時期を延長
8 議会における改革の 取り組み	1 5	1 4	1 4	1 4	1 4	○議員報酬15%カット・政務調査費 の50%カット
9 新たな改革項目	3 4	3 7	4 2	4 9	6 7	○組織見直しによる水道事業繰出金の 削減 ○55歳以上職員の1.5%の更なる 給与カット
合 計	3 0 5	2 5 1	2 5 9	3 5 6	2 8 3	

※このプランにおける効果額については、原則として平成21年度を基準とした各年度の効果を表しております。

2. 町財政の現状

(1) 財政収支（普通会計）（財政再生団体転落の回避）

第2次集中改革プランの取り組みにより、この計画期間中の普通会計の財政収支は黒字決算を保つことができ、懸念事項であった財政再生団体へ陥ることは避けられました。

ア、財政収支の状況

第2次集中改革プランの計画期間中の財政収支は黒字決算で推移しています。この財政収支の内容を分析すると、実質的には、上記に示した第2次集中改革プランの推進による効果額を含めた「イ、臨時的な措置」に示す財源により歳入不足額を補填し、黒字決算となっています。

【財政収支の推移】

(単位：百万円)

区 分	H 1 7	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
歳 入	6, 7 1 2	6, 6 7 6	6, 6 1 4	6, 2 4 9	6, 8 3 6	7, 6 0 4
歳 出	6, 6 8 8	6, 5 3 6	6, 5 3 3	6, 1 1 8	6, 6 0 6	7, 5 3 7
差 引 ①	2 4	1 4 0	8 1	1 3 1	2 3 0	6 7
翌年度に繰越 すべき財源 ②	4	1 0 9	4 4	9 1	1 8 6	1 8
実質収支①－②＝A	2 0	3 1	3 7	4 0	4 4	4 9

イ、臨時的な措置

第2次集中改革プランの計画期間中は、固定資産税の超過課税を実施しつつ、財政調整基金等からの取り崩しを行わずに黒字を達成するという目標を掲げて、改革を推進しましたが、みさき公園の固定資産税に係る訴訟により、また、平成26年度については、町の活性化や安全・安心のための投資的事業を拡大したことから基金を取り崩すことにより財源を確保し、財源不足額を補填しています。

なお、平成２５年度からは、住民負担の削減を図るため固定資産税の超過税率の引き下げ(超過税率０．３％⇒０．２％)を実施しています。

【臨時的な措置財源の内訳】

(単位：百万円)

区 分	H 1 7	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
臨時的な措置 B	6 1 1	2 6 7	3 9 4	1 7 0	2 8 2	1 6 9
超過課税分	0	2 6 7	2 4 9	1 7 0	1 7 2	1 6 9
基金の取崩し	6 1 1	0	1 4 5	0	1 1 0	0
財政調整基金	3 9 1	0	1 4 5	0	6 0	0
公共施設整備基金	1 2 0	0	0	0	5 0	0
地域福祉基金	1 0 0	0	0	0	0	0

ウ、臨時的な措置等を講じなかった場合の収支

上記の臨時的な措置や行財政改革を講じなかった場合の財政収支は赤字となっており、毎年、多額の財源不足が生じていたことになります。

【臨時的な措置等を講じなかった場合の財政収支】

(単位：百万円)

区 分	H 1 7	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
実質収支 A	2 0	3 1	3 7	4 0	4 4	4 9
臨時的な措置 B	6 1 1	2 6 7	3 9 4	1 7 0	2 8 2	1 6 9
行革による効果額 C	3 8 6	3 0 5	2 5 1	2 5 9	3 5 6	2 8 3
臨時的な措置を講じなかった場合の実質収支 A－B－C	▲ 9 7 7	▲ 5 4 1	▲ 6 0 8	▲ 3 8 9	▲ 5 9 4	▲ 4 0 3

エ、基金現在高の状況

基金現在高は、第２次集中改革プランの計画期間中は、約１３億円から１４億円の間で安定しています。

【基金現在高】

(単位：百万円)

区 分	H 1 7	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
財政調整基金	1 4 9	9 5 1	8 4 6	8 7 7	8 1 7	8 8 7
公共施設整備基金	2 0 8	2 3 1	2 3 1	2 3 1	1 8 1	1 8 1
その他の基金	1 8 3	1 9 4	2 3 8	2 9 6	3 1 3	3 7 1
基金合計	5 4 0	1, 3 7 6	1, 3 1 5	1, 4 0 4	1, 3 1 1	1, 4 3 9

オ、地方債残高

地方債残高については、平成２６年度までは、毎年減少していますが、平成２７年度においては、公営住宅建替事業や道の駅「みさき」整備事業などの大規模な投資的事業を実施していることから、起債発行額が元利償還額を上回ることであり地方債残高は、増加しています。

【地方債残高】

(単位：百万円)

区 分	H 1 7	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
前年度末残高 A	1 2, 1 4 2	8, 9 1 3	8, 4 0 8	7, 8 9 1	7, 3 6 3	7, 1 0 3
起債発行額 B	4 8 1	4 7 2	4 2 5	4 5 6	5 9 8	9 8 1
元金償還額 C	8 7 6	9 7 7	9 4 2	9 8 4	8 5 8	8 3 3
利子償還額	2 7 6	1 6 3	1 4 6	1 2 8	1 1 2	9 7
年度末地方債残高 A + B - C	1 1, 7 4 7	8, 4 0 8	7, 8 9 1	7, 3 6 3	7, 1 0 3	7, 2 5 1

(2) 町税収入の状況

国の経済金融施策の効果等による企業収益・雇用環境の改善等により、景気は穏やかな回復傾向にあるものの、本町においては、経済の好循環が行き届いておらず、町収入の根幹をなす町税収入の町民税は、人口減少のみならず、団塊の世代が大量に退職したこと、また現役世代の収入の減少により減収が続き、また、固定資産税においても、未だ地価が下げ止まらないことから減収となっています。なお、平成26年度決算における固定資産税の超過課税分を含めた税額は、超過課税を実施していない平成17年度の固定資産税額（1, 323百万円）とほぼ同額の状況で、地価の下落により超過課税の効果を相殺しており、平成27年度では下回る状況にあります。

これは、基金取り崩しによる財政運営を行っていた平成17年度よりも厳しい町税収入となっているということです。なお、この傾向は今後も続くと考えられ、町税収入は、厳しい状況となることが予想されます。

【町税収入の推移】

(単位：百万円)

区 分	H 1 7	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
町民税	7 5 4	7 8 8	7 7 0	7 7 0	7 4 0	7 3 0
個 人	6 0 8	6 9 9	7 0 0	6 9 7	6 7 1	6 6 8
法 人	1 4 6	8 9	7 0	7 3	6 9	6 2
固定資産税	1, 3 2 3	1, 4 6 6	1, 3 8 1	1, 2 9 3	1, 3 2 6	1, 2 9 1
うち超過課税	0	2 5 3	2 3 8	1 5 6	1 6 1	1 5 9
軽自動車税	2 8	3 1	3 1	3 1	3 2	3 2
町たばこ税	8 9	8 2	8 3	9 2	8 6	8 6
町税合計	2, 1 9 4	2, 3 6 7	2, 2 6 5	2, 1 8 6	2, 1 8 4	2, 1 3 9

(3) 財政構造を示す指標

本町の財政構造を示す指標である経常収支比率及び実質公債費比率は、一部を除き※いずれも類似団体及び大阪府平均を上回っており、財政構造は硬直化した状況にあります。（※経常収支比率の平成26年度大阪府平均を除く。）

なお、町税や地方交付税から求められる標準財政規模に対する過去に発行した町債の償還額の割合を示す実質公債費比率は減少傾向にあり、公債費適正化計画の策定が義務付けられている18%を下回ったものの、依然として高水準にあります。

【経常収支比率・実質公債費比率の推移】

(単位：％)

区 分	H 1 7	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
経常収支比率	96.8	96.1	96.0	95.7	95.5	95.3
類似団体平均	88.1	87.6	88.5	87.8	88.8	—
大阪府市町村 平均（政令市除く。）	96.1	95.3	94.7	94.4	95.9	94.4
実質公債費比率		21.0	19.9	18.8	17.6	16.2
類似団体平均		12.3	11.7	11.2	10.4	—
大阪府市町村 平均（政令市除く。）		6.9	6.6	6.3	5.9	5.4

「—」：データが未公表であることを示します。

3. 今後の重要施策と財政収支見通しの試算

(1) 今後必要となる重要施策

ア、町の活性化

国のまち・ひと・しごと創生法に基づく「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考えや方向性を踏まえつつ、本町における人口の現状と将来展望を提示する「岬町人口ビジョン」や実情に応じた今後5ヶ年の施策方針を提示する「岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「岬町総合戦略」という。）」を策定し、地域の活性化に取り組もうとしていることから岬町総合戦略に掲げる事業の財政負担の状況を見極めつつ、効果的に事業を推進する必要があります。

とりわけ、道の駅「みさき」整備事業及びみなとオアシス整備事業を推進し、地域産業の創設・競争力強化や観光振興を図ることなどによるまちの活性化が重要となります。

イ、高齢化と少子化対策

本町は大阪府域で最も高齢化が進んでいる自治体の一つであり、平成27年10月時点での高齢化率は35.1％となっています。今後も高齢化が進むことに伴い介護保険制度や後期高齢者医療制度の運営に要する経費及び医療費に係る法定繰出金の増加が見込まれるものの、今後、高齢者人口としては、減少傾向に転じることが予想され、これらの状況に的確に対応する必要があります。

一方、平成25年度における本町の合計特殊出生率は、0.88％と全国平均の1.43％に比べて極めて低い状況にあることから、定住促進等のための子育て支援策として、小学校に併設する保育所運営方法の見直しや乳幼児医療費助成制度の拡充を行っています。今後、厳しい財政状況の中においても優先的に少子化対策に対応する必要があります。

※ 平成27年度決算ベース（主な繰出金） 介護保険特別会計繰出金 (約 2億7千4百万円)
後期高齢者医療特別会計負担金・繰出金 (約 3億3千5百万円)

ウ、安全・安心対策への対応

この第2次集中改革プランの策定期間に発生した東日本大震災を契機として、また、今後、南海トラフ等を震源に発生が見込まれる地震などへの対応が必要です。

しかし、国においては、東日本大震災復興特別会計枠の全国防災事業が平成27年度に、緊急防災事業は平成28年度に終了することとなっており、平成29年度からは、災害減災対策事業に係る財政負担を軽減できる制度がなくなります。

このような中でも、住民の安全・安心を守るための公共施設の耐震工事などを厳しい財政状況の中においても優先的に（仮称）町道海岸連絡線整備事業や非構造部材の耐震化事業などの減災対策事業に対応する必要があります。

エ、公共施設の統廃合を含む施設の適正管理

本町の公共施設は、「岬町公共施設適正化基本方針」に示されているように、建物については、昭和50年代の前半にかけて建築された施設が多く、今後20年間に、耐用年数を迎えることから人口減少等を踏まえ、未利用施設の売却や施設の複合化・多機能化を進めることにより、維持管理費の削減を図りつつ、施設の適正な管理を行う必要があります。

オ、固定資産税超過税率の見直し

急激な地価の下落に伴う固定資産税の減収等を要因とし、また、今後の住民サービスを提供するのに必要な財源を確保するための臨時的な措置として、平成19年度から固定資産税の標準税率の1.4%に、0.3%の超過税率を加えた固定資産税の超過課税を導入しました。

この超過税率のうち0.1%については平成25年度に引き下げを実施しましたが、さらに0.1%の引き下げを平成28年度に実施していることから、この見直しによる経常収支比率に与える影響や財政収支の状況を見極める必要があります。

（2）財政収支見通しの試算

上記（1）アからオに係る施策の状況を踏まえて、今後の本町を取り巻く環境の変化に伴う住民ニーズに則した行政サービスの提供や安全・安心のための事業の取り組みなどの財政需要に対して、本町は、的確に対応することができる状況にあるのか。また、引き続き、財政収支及び財政構造を改善し、持続可能な財政運営を行うことができるのかなどを判断するため試算を行います。しかし、下記に掲げる状況などにより的確に見込むことは困難であることから平成27年度までの決算及び現時点の行財政に係る制度が引き続き継続されると仮定し、各種統計指標を基礎に、平成32年度までの5ヶ年間の財政収支を試算することとします。

ア、国の経済金融施策の効果等による企業収益・雇用環境の改善等により、景気は穏やかな回復傾向にあるものの、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっています。しかし、本町にまで、その経済の好循環が行き届いておらず、少子高齢化の進展、人口の減少、地方分権や事務移譲への対応など、本町を取巻く社会的環境は依然厳しい状況が続くものと見込まれます。

イ、特に歳入の根幹をなす町税収入は、世界経済を牽引している米国や中国の景気の減速などによる経済状況への影響や地価の動向などを想定しなければなりません。

また、平成31年10月からは消費税率10%への引き上げが予定されています。これらの要因による影響を予想し、的確に財政収支に反映することは大変困難な状況にあります。

4. 改革取組前の今後の財政状況等

(1) 改革取組前の今後の財政収支見通し（普通会計・投資的事業を含む）

改革取組前の普通会計ベースにおける今後の財政収支見通しは、現行の行政サービスを維持しつつ、今後、先述の安全・安心のための（仮称）町道海岸連絡線整備事業やまちの活性化を目指す道の駅「みさき」整備事業などの主な投資的事業（別添参考資料（エ））を行った場合、平成28年度から財政収支は赤字となり平成32年度には8億1千9百万円の累積赤字額が見込まれます。

【改革取組前・今後の財政収支見込（普通会計）】

（単位：百万円）

区 分	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
歳 入	7, 576	7, 348	6, 491	6, 362	6, 305
歳 出	7, 698	7, 587	6, 644	6, 493	6, 479
差 引（実質収支 A）	▲122	▲239	▲153	▲131	▲174
累積赤字額	▲122	▲361	▲514	▲645	▲819

更に、固定資産税超過税率（0.1%）による収入を含まない場合の財政収支は、次表のとおりで、平成29年度には、最大の3億1千2百万円の財源不足が見込まれます。

【改革取組前・臨時的な措置を含まない場合の財政収支見込】

（単位：百万円）

区 分	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
実質収支 A	▲122	▲239	▲153	▲131	▲174
固定資産税超過課税収入 B	75	73	71	69	67
固定資産税の超過課税を講じなかった場合の実質収支 A－B	▲197	▲312	▲224	▲200	▲241

(2) 基金残高（普通会計・投資的事業を含む）

臨時的な措置を含んだ平成28年度から見込まれる不足額は、各年度に財政調整基金を取り崩すことにより、平成32年度までは、財政運営を行うことが可能ですが、それ以降は、財政調整基金がなくなることから、相当厳しい財政運営を強いられることとなると考えられます。

【改革取組前・基金残高の推移見込】

(単位：百万円)

区 分	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
財政調整基金	7 6 5	5 2 6	3 7 3	2 4 2	6 8
公共施設整備基金	1 8 2	1 8 2	1 8 2	1 8 2	1 8 2
その他の基金	3 7 0	3 7 0	3 7 0	3 7 0	3 7 0
合 計	1, 3 1 7	1, 0 7 8	9 2 5	7 9 4	6 2 0

(3) 起債残高（普通会計・投資的事業を含む）

起債の残高については、現在実施している公営住宅の建替事業や（仮称）町道海岸連絡線整備事業等の大規模な事業が続くことから、一旦、平成29年度に起債残高は、79億7千3百万円となります。しかし、現在の投資的事業の見込みについては、総合計画における実施計画が3年間であることから、それ以後の事業が見通せない状況であるため、今後は実施予定事業を精査し、財政状況に応じた進め方を検討する必要があります。

【起債残高の推移見込】

(単位：百万円)

区 分	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
年度末残高	7, 7 0 1	7, 9 7 3	7, 7 8 5	7, 5 8 2	7, 3 4 4

(4) 財政構造を示す指標（普通会計・投資的事業を含む）

町税などの一般財源の減少により、経常収支比率は、徐々に硬直化が進むことが見込まれます。しかし、実質公債費比率については、岬中学校及び健康ふれあいセンターの整備事業に発行した町債の償還額が減少することから、平成28年度以降は、緩やかに減少すると見込まれますが、今後の投資的事業の状況により変動すると考えられます。

【改革取組前・財政指標の推移（投資的事業を含む）】

(単位：%)

区 分	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
経常収支比率	1 0 1. 1	1 0 3. 9	1 0 3. 0	1 0 3. 2	1 0 4. 8
実質公債費比率	1 4. 4	1 3. 0	1 2. 1	1 1. 5	1 1. 2

5. 新たな行財政改革計画策定の必要性

ア、本町は、平成17年度から21年度の岬町集中改革計画（第1次集中改革プラン）、平成23年度から27年度の岬町行財政集中改革計画（第2次集中改革プラン）の改革プランに基づき、10年間にわたる事務事業や組織体制等の改善・改革に取り組んできましたが、予想しがたい社会・経済状況や少子高齢化の影響を受け、集中・重点的な改革への取組みにもかかわらず、本町の財政状況は依然、非常に厳しい状況にあることに変わりはありません。

第2次集中改革プランにおける行財政改革による改革効果額は、ほぼ計画どおりとなったものの、改革による財源確保以上に、歳入においては、人口減少等による税収入の減少が懸念されます。また、歳出においても高齢化に伴い医療費等に係る扶助費

や繰出金が増加する傾向にあり、財政収支の改善を圧縮している状況です。

加えて、今後は交付税の算定基礎となる人口部分の減少に伴い、交付税額までも減少することが懸念されることから、引き続き改革に取り組むことにより、中期的な財政収支を確保し、住民ニーズに則した行政サービスの提供や行政の役割を十分に果たす必要があります。

イ、平成27年度では地域の活性化に取り組む岬町総合戦略が策定されることに加え、第4次岬町総合計画（平成23年度～32年度）は平成27年度で5年を経過したことから平成28年度には、総合計画の後期基本計画及びその実施計画が策定されます。また、大阪府における地方分権・広域化が推進されることから、これらに対応するために今後の財政的裏付けによる実施事業の優先順位付けなど、町としての取組みの方向性を整理・調整する必要があります。

ウ、岬町行財政改革懇談会からの第2次集中改革プランの進捗管理に係る答申において「第2次集中改革プランを着実に実施し、本プランの計画期間中に、新たな改革プランを策定する必要がないような積極的な改革を進められたい。」との意見に加え、「人口減少と土地価格の下落により収入の根幹である町税が減少している中で財政収支の均衡を保つには、新たな改革プランの策定を模索する必要もある。」とも述べられています。

こうした状況を踏まえ、第2次集中改革プランに引き続き、持続可能で安定した財政基盤や組織体制の構築を目指す新たな「岬町行財政集中改革計画（以下「第3次集中改革プラン」という。）」を策定することとします。

6. 第3次集中改革プラン策定に係る基本方針（基本的な事項）

（1）行財政改革に向けた基本的な考え方

ア、行財政改革に向けた基本的な考え方は、これまで取り組んできた第2次集中改革プランでの改革を踏襲しつつ、単年度における財政収支の黒字を目指すのではなく中期的観点から財政収支の確保を目指します。なお、第2次集中改革プランで未着手となっている項目についても、今後の改革項目として、その改革の方向性や推進内容を可能な限り第3次集中改革プランに盛り込むこととします。

イ、地域の活性化に取り組む岬町総合戦略や平成23年度に策定した第4次岬町総合計画に掲げる「豊かな自然、心かよう温もりのまち“みさき”」を実現するため平成28年度から総合計画の後期基本計画や実施計画に盛り込まれた事業を限りある財源の中で効果的・効率的に実施する必要があることから第3次集中改革プランとの整合性を図ります。

ウ、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成21年4月施行）においては、これまでの普通会計のみならず、特別会計も反映した指標で地方公共団体の財政状況の健全度が判断されることから、町が有する特別会計についても計画に盛り込むこととします。

エ、平成26年度に策定した「岬町公共施設適正化基本方針」に基づき、危険と判断した施設の撤去や未利用施設や余裕のある施設の廃止、統合を進めることにより施設の維持管理費等の削減に努めることとします。

オ、平成29年度に導入が予定されている「統一的な基準による地方公会計」については、固定資産台帳と岬町公共施設適正化基本方針に基づく施設の見直しや事務事業評価との関連性を見極めるものとします。

(2) 行財政改革を実現するための意識改革

ア、行財政改革項目を具体化するには、改めて全ての事務事業について点検・評価を行い、改善・改革が必要と認められた事務事業については、今後のあり方や事業展開の方向性を示す必要があります。これを着実に進めるためには町行政の全体像を把握し、新たな施策に積極的に対応できる全職員の意識改革に努めます。

イ、今後の行政需要や執行方法を考慮しつつ、職員一人ひとりの能力を高め、簡素で効率的な組織体制を引き続き目指します。また、町組織の継続的な維持・士気の高揚・均衡ある職員世代の構成などの仕組みづくりを目指します。

(3) 民間の活力を活かす行財政運営

住民ニーズに的確に対応し、民間の活力を活かすことにより効果的・効率的な事務執行ができると判断された事業については、引き続き外部への委託や指定管理者制度の導入を進め、積極的に民間ノウハウや人材を活用する取組みを進めることとします。

(4) 地方分権・広域化に対応した行財政運営

地方分権の進展、権限や事務の移譲などに的確に対応し、本町の行政運営体制の基盤を強固にしていく必要があります。また、大阪府における地方分権・広域化の推進に対応するため近隣市町と共同で処理をすることが効果的・効率的にサービス提供できると判断する事業については、共同事業の実施や広域連携を積極的に進めていくこととします。

(5) 協働の理念を活かした行財政運営

ア、今後の行政運営には行政のみならず、住民・コミュニティ組織・事業者・NPOなど、岬町で暮らす、支える、働く多様な主体が連携した「新たな公共」として、サービス提供の担い手に参画していただくための仕組みづくりを目指します。

イ、地域の課題や特性を踏まえながら、住民の多様なニーズに迅速かつ的確に対応するため、行政と様々な主体が協働して住民の力や知恵を活用することができる質が確保された公共サービスの提供を目指します。

(6) 透明性の高い公正な行財政運営の徹底

ア、本町の施策や事業を円滑に推進するためには、何よりも全ての住民に信頼・安心される行財政運営を行う必要があります。そのため、直接住民や当事者等へ語りかける「住民説明会」や「懇談会」を必要に応じて開催することとします。また、町の広報紙やホームページによる情報発信・提供を充実させることとします。

イ、各種審議会等の公開、パブリックコメントの募集、情報公開制度の更なる推進などの取組みにより、行政の意思形成や進捗状況の過程を明らかにし、住民にとって透明で、わかりやすく、公正な行財政運営を進めていくこととします。

7. 第3次集中改革プランの計画期間及び計画目標

(1) 計画期間

第4次岬町総合計画と整合させるため、平成28年度から32年度までの5ヶ年間を見据えた計画期間とします。

(2) 計画の基本目標

ア、中長期的な財政収支が均衡する財政基盤の確立

行政として果たすべき役割を踏まえ、住民が求めるサービスに取り組みながら、町の活性化や地方創生の取組みを行うことにより「まちの価値」を高める施策を推進しながら、中長期的な財政収支バランスの確保を目指します。

臨時的な措置としての固定資産税の超過税率については、計画の進捗状況等を踏まえたうえで標準税率とすることを目指します。

イ、財政構造の弾力性の回復

人件費や賃金並びに岬町公共施設適正化基本方針に基づく施設の統廃合を行うことにより維持管理経費等の毎年経常的に支出する経費の点検、削減を行い、財政構造全般の弾力性を示す「経常収支比率」の改善を目指します。

(3) 歳入部門での主な目標

ア、固定資産税の超過税率については、平成25年度の0.1%の引き下げに続き平成28年度においても0.1%の引き下げを行いました。今後の経済情勢や財政状況を踏まえたうえで、残り0.1%の引き下げ時期を検討します。

イ、住民を取巻く環境を考慮した適切な受益者負担のあり方を検討します。

ウ、未収債権の適切な徴収により納税者間の公平性を確保します。

エ、ふるさと納税などによる歳入の確保により財政基盤の拡充を図ります。

オ、自治区要望等に係る新たな施設等の設置については、財産区との協議のうえ財源の確保を図ります。

カ、未利用の財産等について、積極的な売却を図ります。

(4) 歳出部門での主な目標

ア、計画期間中に全ての事務事業を点検し、「無駄を洗い出す」ことによる歳出の抑制を図ります。

イ、スリムな組織・機構の確立と適正な職員定員管理計画の策定を図ります。

ウ、「まちの価値」を高める施策の実施を優先しつつ、実質公債費比率の引き下げを目指し、投資的事業の実施時期及び事業内容の検討を行います。

8. 改革取組後の財政収支見込等

(1) 改革後の財政収支見込（普通会計）

第3次集中改革プランによる行財政改革に取り組み後の財政収支見込（投資的事業を含む）の試算結果は、次のとおりです。

行財政改革に取り組みながら、今後、予定される投資的事業を行った場合の財政収支見込みは、主な投資的事業に充当する国・府補助金などの特定財源を確保することにより町債の発行額や一般財源を抑制します。併せて、この改革プランに盛り込む主な行財政改革項目を着実に推進することにより改革効果額を確保できた場合には、各年度においてばらつきがあるものの、中長期的には、財政収支の黒字が見込まれます。

【改革後の財政収支見込（普通会計・投資的事業を含む）】

（単位：百万円）

区 分	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
固定資産税の超過課税を講じなかった場合の実質収支（A）	▲ 1 9 7	▲ 3 1 2	▲ 2 2 4	▲ 2 0 0	▲ 2 4 1
行財政改革により生まれる効果額（B）	1 5 7	1 6 8	2 0 2	1 8 0	1 9 5
差引実質収支額（C）＝（A＋B）	▲ 4 0	▲ 1 4 4	▲ 2 2	▲ 2 0	▲ 4 6
固定資産税の超過課税による収入額（D）	7 5	7 3	7 1	6 9	6 7
再差引実質収支額（E）＝（C＋D）	3 5	▲ 7 1	4 9	4 9	2 1

（２）財政構造を示す指標（普通会計・改革後・投資的事業を含む）

第３次集中改革プランによる行財政改革に取り組み後の財政構造を示す指標は、平成２８年度に固定資産税の超過税率０．１％の引き下げを実施したこと等（２％給与のカットの未実施を含む。）により、一旦、経常収支比率は上昇すると考えられますが、その後は、徐々に改善される見込みです。しかし、経常収支比率は、府内の自治体と比較して高い状況にあり、引き続き、財政構造の改善に取り組む必要があります。

なお、実質公債費比率については、岬中学校などの整備に要した町債の償還額が減少するため、平成３２年度までは、予定している主な投資的事業の実施に伴い発行する町債の増加要因を考慮しても、実質公債費比率などは徐々に改善するものと見込まれます。しかし、その後は、現在実施している緑ヶ丘公営住宅建替事業などの大型事業の償還が始まるため、一旦上昇する可能性があることから、引き続き将来に渡る指標の状況を見据えて、投資的事業の実施時期等を見直す必要があります。

【改革後の財政指標（投資的事業を含む）】

（単位：％）

区 分	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
経常収支比率	9 7 . 1	9 8 . 4	9 7 . 2	9 6 . 7	9 7 . 6
実質公債費比率	1 4 . 4	1 2 . 9	1 1 . 9	1 1 . 3	1 1 . 0

９．主な行財政改革項目

第３次集中改革プランの計画期間の平成２８年から平成３２年度中に実施を予定する主な行財政改革項目については、別紙資料のとおりです。

また、この行財政改革により生まれる改革効果見込額（原則として平成２７年度決算を基準とした計画期間中の年度ごとの効果額をいう。）については、次表のとおりです。

なお、今後もこうした行財政改革項目の具体化にあたっては、改革内容や実施時期の変更も考えられますが、本町の厳しい財政状況を改善するためには、更なる行財政改革が必要となることが考えられることから、毎年、改革効果額を検証し、改革内容の見直しや新たな改革項目の追加など絶え間のない行財政改革に取り組むこととします。

【改革区分ごとの改革効果見込額】

（単位：百万円）

区 分	H28	H29	H30	H31	H32
１．施策・事務事業の見直し	１３	１８	４６	６２	６８
２．公共施設の見直し	０	３	１１	１１	１１
３．財政基盤の強化	１２８	１０５	８８	４０	４１
４．定員・給与の適正化	１５	３５	３９	４４	４９
５．人事制度の見直し	１	７	１８	２３	２６
６．公債費比率の引下げ	－	－	－	－	－
７．行財政状況等の公表・住民との協働の推進	－	－	－	－	－
合 計	１５７	１６８	２０２	１８０	１９５

１０．行財政改革の推進体制及び進行管理

（１）行財政改革の推進体制

第３次集中改革プランで定める主な改革項目の推進については、「岬町行財政改革推進本部」を中心として、全庁的な体制のもと、全部局、全課が全力を傾注し改革項目に取り組むとともに、その取組状況については、適宜、町議会への報告、町の広報やホームページを通じて積極的に公開に努めます。

また、第３次集中改革プランの策定にあたり参画していただいた「岬町行財政改革懇談会」に対し、計画策定後も引き続き行財政改革の実施状況等について意見、助言等を求めることとします。

（２）総合計画等との連動及び事務事業評価の実施

「第４次岬町総合計画」や「岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に推進するため、第３次集中改革プランにおいて、財政的な裏付け、事業の緊急性、効果などの検証を行うとともに、統一的な基準による地方公会計の財務書類等を積極的に活用し、事務事業の計画、執行、成果の評価を行う事務事業評価の取組みを図り、計画的、効率的な行財政運営に努めます。

（３）住民等と一体となった改革への取り組み

第３次集中改革プランの実現には、町行政だけではなく第２次集中改革プランと同様に住民の皆様のご理解とご協力を得たうえで、住民、議会、行政が一体となって改革に取り組むことが必要となっています。このことを再認識したうえで行財政改革を進めます。

1 1. 別紙資料一覧

(1) 別紙 主な行財政改革項目一覧

(2) 別添 参考資料

(ア) 今後の財政収支見込に関する算出基礎

(イ) 今後の財政収支見込額

(ウ) 主な投資的事業（予定）一覧

(エ) 今後の公債費の推移に関する資料

(オ) 用語の解説

別紙

主な行財政改革項目一覧

1. 施策・事務事業の見直し

 : 特別会計を表しています。

(1) 施策・事務事業の見直し

改革項目(事業) 【所属】		今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール					目標効果額 (百万円) 28～32年度
				効果額(百万円)					
				H28	H29	H30	H31	H32	
1	路線バス運営方法の検討 【住民生活課】	町直営による運営方法を堅持しつつ、効率的な運行方法の検討を行う。	基本路線の運行本数、支線の運行方法の見直しを行うとともに、受益者負担の在り方についても検討を行う。	検討					
				—	—	—	—	—	
2	入札・契約制度の再点検 【各課共通】	随意契約制度の適切運用を図る。	プロポーザル事務手続に係る基準の明確化を図る。また、積算に用いる設計単価(人件費相当分)についても見直しを図る。	実施					11.0
				2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	
3	公用車の適正な管理 【総務課】	公用車の効率的な利用を促進する。	稼働率を把握し、公用車保有数の再点検を行うことにより適切な管理を図りながら更新時期の検討を行う。霊柩車については、使用頻度が低いことから在り方について検討する。	検討					
				—	—	—	—	—	
4	監査委員制度の充実 【総務課】	監査制度の充実を図る。	地方制度調査会から監査制度の充実強化の必要性があるとの答申がなされていることから、この答申による国の動向を踏まえ、包括外部監査制度の導入に向けた調査・研究を引き続き行う。	実施					
				—	—	—	—	—	
5	OA経費の再点検 【企画政策担当】	システムの安全運用を図りながら経費の見直しを図る。	住民情報システム等について、制度の改正状況等を踏まえつつ、使用可能なシステムについては、機器更新時期を延長する。	実施					119.1
				1.6	5.7	27.0	41.3	43.5	
				0.5	5.3	5.3	5.3	5.3	
6	外灯のLED化 【土木下水道課・各課共通】	町域の防犯灯について、LED化を図ることによる維持経費等の削減を図る。	町域の防犯灯を全てLED化し、電気代や維持経費を含めたトータル的な経費の削減を図るとともに、LED化に伴う特定財源の確保を図る。 また、施設等における定額制の外灯についてもLED化を図る。	検討	実施				14.6
				—	2.0	4.2	4.2	4.2	
7	人権関連府補助事業の再点検 【人権推進課・企画政策担当・産業観光課】	人権関連施策の総合的な取り組みにより効率的な実施を図る。	大阪府の動向を踏まえ、総合相談事業(人権相談、法律相談、就労支援、進路相談)の実施体制の調整を図る。	実施					
				—	—	—	—	—	
8	各種団体補助金・負担金の点検 【各課共通】	各種団体に対する負担金及び補助金の適正な支出を図る。	全ての負担金・補助金について「補助金制度の見直しに関する基本方針」に基づき見直しを行う。	実施					5.1
				0.6	1.1	1.1	1.1	1.2	

改革項目(事業) 【所属】		今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール					目標効果額 (百万円) 28～32年度
				効果額(百万円)					
				H28	H29	H30	H31	H32	
9	統一的な基準による地方公会計の整備に伴う事務事業評価制度の見直し 【財政課・行革推進課】	事務事業評価制度を定着させる。	統一的な基準による地方公会計の整備に伴い、施設の維持経費等の状況等が把握可能となることから、統一的な基準による財務書類等を用いた事務事業評価の運用を図る。	検討	実施				
				—	—	—	—	—	
10	事務処理マニュアルの策定 【各課共通】	事務処理の効率化、簡素化を図る。	定型業務を中心とした業務手順書の作成を行う。	実施					
				—	—	—	—	—	
11	文書管理の適正化 【各課共通】	文書の適正な管理を行う。	情報公開制度に対する適正な文書管理及び執務スペースの整理・整頓等により、文書管理の適正な執行を図る。	実施					
				—	—	—	—	—	
12	指定管理者の管理運営状況の評価 【各課共通】	指定管理者制度の適切な運用を図る。	指定管理者制度を導入した施設について、その管理運営内容を評価する制度を検討する。	実施					
				—	—	—	—	—	

(2) 特別会計繰出金の再点検

改革項目(事業) 【所属】		今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール					目標効果額 (百万円) 28～32年度
				効果額(百万円)					
				H28	H29	H30	H31	H32	
13	下水道事業特別会計繰出金 【土木下水道課】	独立採算制の主旨を踏まえ、一般会計からの繰出金に頼らない運営を目指す。	公共下水道事業における建設事業の減額、負担金一括納付奨励金及び接続補助金等の再点検を行う。	実施					27.7
				3.7	0.5	5.6	6.7	11.2	
14	国民健康保険特別会計繰出金 【保険年金課】	一般会計からの基準内繰出金の範囲内で保険事業の運営を目指す。	徴収率の向上による財政基盤の強化を図るとともに、財政安定化支援の再点検及び効果的な保健事業を行うことにより一般会計からの繰出金の抑制を図る。	実施					26.4
				5.0	5.3	5.3	5.4	5.4	
15	介護保険特別会計繰出金 【高齢福祉課】	一般会計からの基準内繰出金の範囲内で保険事業の運営を目指す。	効率的な事務執行等により、一般会計からの繰出金の抑制を図る。	検討	実施				3.2
				—	0.8	0.8	0.8	0.8	
16	泉州南消防組合負担金 【危機管理担当・財政課】	住民に対する充実した消防サービスの提供、効率的な投資や事業運営について検討する。	泉州南消防組合あり方会議要綱に基づき設置された、「泉州南消防組合あり方会議」の中で、消防サービスの提供、効率的な投資や事業運営を図りつつ、負担金の適正化を図る。	検討					
				—	—	—	—	—	

(3) 広域行政の推進

改革項目(事業) 【所属】		今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール					目標効果額 (百万円) 28～32年度
				効果額(百万円)					
				H28	H29	H30	H31	H32	
17	ごみ処理及びし尿処理の広域化の検討 【住民生活課】	ごみ・し尿の排出量の減少等、今後のごみ・し尿処理の効率的な実施の観点から広域化を引き続き検討する。	ゴミ処理施設及びし尿処理施設の延命化を図りつつ、近隣市町とのごみ処理及びし尿処理の広域化を引き続き検討する。	検討					
18	国民健康保険の広域化の対応 【保険年金課】	平成30年度からの都道府県単位での広域化に向け、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議において、財政面と事業面からの検討を行う。	広域化に向けて、被保険者負担の公平化、保険財政の安定化、事務の効率化、医療費の適正化等について、調整会議において検討を進め、平成30年度より大阪府と市町村が役割分担の上、共同運営を行う。	検討		実施			
19	水道事業統合の検討 【水道課】	人口減少等による給水収益の減少等により水道事業の経営環境が厳しさを増す中で、将来にわたり安全・安心で低廉な水の安定供給を目指し、大阪広域水道企業団との統合に向けての検討を行う。	大阪広域水道企業団と統合に向けての検討・協議に関する覚書を締結し、施設が老朽化する中で、町が単独で水道事業を行う場合に比べて、将来の水道料金がどのようになるのかを比較し、検討を行う。	検討					

2. 公共施設の見直し

改革項目(事業) 【所属】		今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール					目標効果額 (百万円) 28～32年度	
				効果額(百万円)						
				H28	H29	H30	H31	H32		
20	健康ふれあいセンター管理運営 【地域福祉課】	事業内容について見直しを図りながら、指定管理者制度による運営を継続する。	現指定管理者との協定は、平成31年度までであることから平成32年度以降の指定管理の在り方について検討する。	検討					実施	
				—	—	—	—	—		
21	幼保連携型こども園に向けた検討 【子育て支援課・淡輪幼稚園】	子ども・子育て支援法に基づく、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ、幼保連携型こども園の移行を視野に検討する。	岬町子ども・子育て支援事業計画の教育・保育の一体的提供の推進に向けて、幼保連携型こども園の移行を視野に、子どもや保護者の視点に加え、施設・設備の相互活用や職員の年齢構成の偏りの緩和なども含め総合的に検討する。	検討						
				—	—	—	—	—		
22	淡輪公民館の管理運営 【淡輪公民館】	現行施設の管理運営方式の見直しを行う。併せて、他の施設との統合等を含めて施設の在り方を検討する。	指定管理者制度等民間の活力の導入を検討する。併せて、他の施設との統合等を含めて施設の在り方を検討する。	検討						
				—	—	—	—	—		
23	文化センターの管理運営 【文化センター】	現行施設の管理運営方式の見直しを図りながら事業を継続する。	現行の管理運営方式を継続しつつ、新たな管理運営方式を検討する。	検討						
				—	—	—	—	—		
24	青少年センターの管理運営 【青少年センター】			検討						
				—	—	—	—	—		

改革項目(事業) 【所属】		今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール					目標効果額 (百万円) 28～32年度
				効果額(百万円)					
				H28	H29	H30	H31	H32	
25	こぐま園の管理運営 【子育て支援課】	現行施設の管理運営方式の見直しを図りながら事業を継続する。	引き続き民間委託方式の導入を検討する。	検討					
				—	—	—	—	—	
26	共同調理場(給食センター)の運営 【学校教育課】	調理施設の管理運営方式の見直しを図りながら、町による安全な給食の提供を継続する。	調理業務の民間委託化を検討する。	検討					
				—	—	—	—	—	
27	児童遊園の管理 【子育て支援課】	児童遊園の有効活用を図る。	児童遊園の有効活用の検討及び未活用公園の処分に 向けた取り組みを行う。	検討					
				—	—	—	—	—	
28	既存施設の統廃合の検討 【建築課・各課共通】	【緑ヶ丘共同浴場】 現有施設の管理運営方式の見直しを図りながら、平成29年度に共同浴場事業を廃止する。	緑ヶ丘公営住宅の建替えに伴い、住宅内に併設されていた緑ヶ丘共同浴場を廃止する。		実施				36.3
				—	2.7	11.2	11.2	11.2	
		子育て支援センター保育所給食調理場と中学校給食調理場の統合を検討する。	少子化の状況を把握し、現状設備における老朽化を踏まえ、今後の設備、体制等の在り方を検討する。	検討					
				—	—	—	—	—	
		施設の利用状況や余裕状況等を把握し、統廃合を検討する。	人口減少等に伴う、施設の利用状況や余裕状況等を把握し、施設の統廃合を進めることにより維持管理費等の削減を図る。 また、危険施設については、廃止する。	実施					
				—	—	—	—	—	

3. 財政基盤の強化

(1) 未収債権の徴収率の向上

改革項目(事業) 【所属】		今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール					目標効果額 (百万円) 28～32年度
				効果額(百万円)					
				H28	H29	H30	H31	H32	
29	町税 【税務課・行革推進課】	町税及び保険料負担の公平性及び町歳入の確保を図る。	滞納整理事務の適正化及び強化を図りながら徴収率の向上を目指す。 【目標徴収率】 ・町税 H27年度実績 H32年度目標 現年徴収率 98.7% 99.4% 滞納徴収率 20.2% 25.0% 合 計 94.1% 96.2%	実施					75.5
				12.1	14.3	15.0	16.8	17.3	
30	国民健康保険料 【保険年金課・行革推進課】 ※平成30年度より広域化が実施されることから、その状況を踏まえて見直しを行う。(退職者制度は、平成31年度)		・国民健康保険料 H27年度実績 H32年度目標 現年徴収率 95.7% 96.2% 滞納徴収率 7.0% 11.0% 合 計 66.3% 68.5%	実施					29.4
				2.3	4.3	6.1	7.7	9.0	
31	介護保険料(普通徴収) 【高齢福祉課・行革推進課】		・介護保険料 H27年度実績 H32年度目標 現年徴収率 86.9% 91.0% 滞納徴収率 5.2% 21.0% 合 計 51.7% 60.1%	実施					18.0
				1.1	2.5	3.7	4.9	5.8	
32	保育料・学童保育料(おやつ代含む。) 【子育て支援課・行革推進課】	各種使用料及び負担金等の負担の公平性及び町歳入の確保を図る。	滞納整理事務の適正化及び強化を図りながら徴収率の向上を目指す。ただし、下水道使用料・水道使用料については、引き続き「水すいセンター」を継続し徴収の強化に取り組む。 【目標徴収率】 ・保育料 H27年度実績 H32年度目標 現年徴収率 98.6% 99.6% 滞納徴収率 31.4% 32.4% 合 計 89.8% 96.4% ・学童保育料(おやつ代含む。) H27年度実績 H32年度目標 現年徴収率 99.8% 100% 滞納徴収率 0% 40.0% 合 計 98.6% 99.6%	実施					0.9
				0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	
33	学校給食代 【学校教育課・行革推進課】		・学校給食代 H27年度実績 H32年度目標 現年徴収率 99.3% 99.7% 滞納徴収率 5.6% 36.2% 合 計 96.2% 97.7%	実施					2.0
				0.2	0.3	0.5	0.5	0.5	

改革項目(事業) 【所属】		今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール					目標効果額 (百万円) 28～32年度
				効果額(百万円)					
				H28	H29	H30	H31	H32	
34	公共下水道使用料 【土木下水道課・行革推進課】	各種使用料及び負担金等の負担の公平性及び町歳入の確保を図る。	・公共下水道使用料						0.7
			H27年度実績 H32年度目標						
			現年徴収率 99.6%	99.7%					
			滞納徴収率 15.7%	20.0%					
合 計 97.3%	97.7%		0.1	0.1	0.1	0.2	0.2		
35	公共下水道受益者負担金 【土木下水道課・行革推進課】		・公共下水道受益者負担金						1.0
			H27年度実績 H32年度目標						
			現年徴収率 96.6%	96.8%					
			滞納徴収率 1.4%	3.8%					
合 計 16.2%	17.9%		0.1	0.1	0.2	0.3	0.3		
36	公営住宅使用料 【建築課・行革推進課】		・公営住宅使用料						1.3
			H27年度実績 H32年度目標						
			現年徴収率 98.7%	99.8%					
			滞納徴収率 11.0%	12.0%					
合 計 89.6%	93.7%		0.1	0.2	0.3	0.3	0.4		
37	水道使用料 【水道課・行革推進課】		・水道使用料						3.9
		H27年度実績 H32年度目標							
		現年徴収率 99.3%	99.5%						
		滞納徴収率 7.3%	8.0%						
合 計 87.5%	88.4%	0.1	0.6	0.7	1.2	1.3			

(2) 受益者負担の適正化

改革項目(事業) 【所属】		今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール					目標効果額 (百万円) 28～32年度
				効果額(百万円)					
				H28	H29	H30	H31	H32	
38	保育料の改正 【子育て支援課】 幼稚園授業料の改正 【学校教育課】	子育て支援法の改正内容を踏まえて受益者の負担水準の検討及び公平性の確保を図る。	国において段階的に取り組むとされている幼児教育の幼稚園授業料の改正や負担水準のあり方を検討し、見直しを図る。	検討					
				—	—	—	—	—	
39	学童保育料の改正 【子育て支援課】	受益者の負担水準の検討及び公平性の確保を図る。	近隣自治体の動向を踏まえ、負担水準のあり方を検討し、見直しを図る。	検討					
				—	—	—	—	—	
40	下水道使用料の改正 【土木下水道課】		汚水処理施設の維持管理費及び資本費にかかる経費の負担水準の在り方を検討し、見直しを図る。	検討					
				—	—	—	—	—	

改革項目(事業) 【所属】		今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール					目標効果額 (百万円) 28～32年度
				効果額(百万円)					
				H28	H29	H30	H31	H32	
41	漁業集落排水事業使用料の改正 【土木下水道課】	受益者の負担水準の検討及び公平性の確保を図る。	汚水処理施設の維持管理費及び資本費にかかる経費の負担水準の在り方を検討し、見直しを図る。	検討					
				—	—	—	—	—	
42	臨時ごみ収集運搬手数料の改正 【住民生活課】		臨時ごみ収集経費に対する負担水準のあり方を引き続き検討し、見直しを図る。	検討					
				—	—	—	—	—	
43	共益費の徴収 【建築課】		改良住宅区域内の自力建設住宅使用者に対して、浄化槽維持管理経費などに掛かる共益費について激変緩和を行いながら徴収する。	実施					7.6
				0.5	0.9	1.8	2.2	2.2	
44	動物炉改修に伴う火葬場使用料の改正 【住民生活課】		火葬における動物の拾骨は、原則行わないが、動物の個別火葬が希望者には認めていることから、個別火葬については、炉の償却等維持管理費を踏まえて拾骨に係る使用料の見直しを図る。	検討					
				—	—	—	—	—	

(3) 新たな財源の確保

改革項目(事業) 【所属】		今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール					目標効果額 (百万円) 28～32年度
				効果額(百万円)					
				H28	H29	H30	H31	H32	
45	超過税率適用の見直し 【税務課】	固定資産税超過税率の段階的な引下げを行う。	固定資産税の超過税率について、財政状況を勘案し、引下げ時期(平成25年度の0.1%の引き下げに続き、平成28年度においても0.1%の引き下げを実施)を検討する。	実施					
				—	—	—	—	—	
46	新税創設の検討 【税務課】	都市計画税の導入に向けた課題の整理など検討を行う。	下水道事業の推進を考慮し、都市計画税の導入に向けた課題の整理などの検討を行う。	検討					
				—	—	—	—	—	
47	新たな収入の確保 【各課共通】	広告収入、ふるさと納税の確保を図る。	路線バス、公用車、各種印刷物等への広告掲載を検討する。また、ふるさと納税の確保を図るため、広報活動の強化や謝礼品の充実を図る。	実施					150.0
				60.0	30.0	20.0	20.0	20.0	
48	普通財産の適切な管理 【総務課】	現有の普通財産の現状把握、遊休財産(普通財産・法定外公共物など)の処分を実施する。	遊休財産の実態調査及び処分を実施する。	実施		検討			13.5
				4.3	9.2	—	—	—	

改革項目(事業) 【所属】		今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール					目標効果額 (百万円) 28～32年度
				効果額(百万円)					
				H28	H29	H30	H31	H32	
49	賦課事務の再点検 【税務課】	課税客体の適正な把握による税負担の公平性の確保を図る。	税務署等の協力を得て、個人・法人住民税及び固定資産税(償却資産)の申告状況の再点検を行う。	実施					
				—	—	—	—	—	
50	収納事務の再点検 【各課共通】	住民の利便性を図るため納付方法の多様化を検討する。	クレジットカードによる収納制度について、コスト状況等を踏まえたうえで導入を検討する。	検討					
				—	—	—	—	—	
51	インターネット公売の導入 【各課共通】	差押物件について、インターネット公売を導入する。	差押物件について、インターネット公売を行うための要綱整備等を進め、インターネット公売を実施する。	検討	実施				
				—	—	—	—	—	
52	財産区繰入金の確保 【総務課・財政課】	投資的事業等に係る財産区繰入金を確保する。	自治区要望等を踏まえ実施する投資的事業等に係る財源として、財産区管理会の理解を得て、当該事業相当分の繰入金を確保する。	実施			検討		151.0
				51.0	50.0	50.0	—	—	

4. 定員・給与の適正化

改革項目(事業) 【所属】		今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール					目標効果額 (百万円) 28～32年度
				効果額(百万円)					
				H28	H29	H30	H31	H32	
53	職員定数の抑制 【人事担当】	新たな定員管理計画を策定し、職員数の抑制を図る。	新定員管理計画に基づき、年度ごとの定員管理を行う。	計画策定	実施				42.8
				—	4.1	8.4	12.9	17.4	
54	特別職の報酬カットの継続 【人事担当】	行財政改革の推進に資するため報酬カットを引き続き実施する。	町長・副町長・教育長の報酬カット(15%)を、引き続き実施する。	実施					32.0
				7.8	6.5	5.9	5.9	5.9	
55	一般職の給与カット 【人事担当】	行財政改革の推進に資するため職員給与カットを改めて実施する。	職員組合との協議のうえ、平成29年度から一般職の給与カット(2%)について改めて実施する。		実施				73.8
				—	18.0	18.3	18.6	18.9	
56	管理職手当カットの継続 【人事担当】	行財政改革の推進に資するため管理職手当カットを引き続き実施する。	管理職手当カット(30%)を、引き続き実施する。	実施					33.5
				6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	

5. 人事制度の見直し

改革項目(事業) 【所属】		今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール					目標効果額 (百万円) 28～32年度
				効果額(百万円)					
				H28	H29	H30	H31	H32	
57	町組織の再構築 【人事担当】	新たな課題に的確に対応する機能的な組織の構築を検討する。	現行組織のフラット化及びグループ制・班制度の導入を引き続き検討する。	検討					
				—	—	—	—	—	
58	定年退職時期の柔軟化 【人事担当】	定年退職者管理の柔軟化策を検討する。	定年退職日を3月末に加え、9月末を追加する等、定年退職管理の柔軟化を引き続き検討する。	検討					
				—	—	—	—	—	
59	元気な職員を育成する職員研修制度の拡充 【人事担当】	職員の意識改革を図り、元気な職員を育成する研修制度を策定する。	職員が自発的に研修を受講し、資質の向上が図られる研修制度に見直しを図る。	実施					
				—	—	—	—	—	
60	やる気を高める人事評価制度の導入 【人事担当】	職員の意識改革を図り、職員のやる気を高める人事評価制度を実施する。	評価制度を整備し、評価結果を給与等に反映する制度を導入する。	実施					
				—	—	—	—	—	
61	職員提案制度の再点検 【人事担当】	職員の意識改革を高める制度の再構築を図る。	行財政改革に資する意識の共有、事務改善に努める意識を継続させる制度に見直す。	実施					
				—	—	—	—	—	
62	外部人材の職員登用 【人事担当】	外部人材の有効活用を図り、住民サービスの向上と経費の抑制を図る。	専門知識を有する外部人材を任期付短時間勤務職員などに活用を図る。	実施					
				—	—	—	—	—	
63	再任用職員・臨時職員の配置基準の見直し 【人事担当・各課共通】	再任用職員及び臨時職員の配置について、再任用職員の活用等を含めた適正な配置基準を策定し、適正配置を図る。	・保育所・幼稚園・小中学校・学童障害児介助員配置の在り方を検討し見直しを図る。 ・配置基準が明確でない臨時職員の在り方及び勤務時間の弾力的運用を検討し見直しを図る。 ・再任用職員については、今後、増加することが見込まれることから、業務内容等を再点検したうえで適正配置を図る。	実施					75.0
				1.5	7.5	18.0	22.5	25.5	

6. 公債費比率の引下げ

改革項目(事業) 【所属】		今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール					目標効果額 (百万円) 28～32年度
				効果額(百万円)					
				H28	H29	H30	H31	H32	
64	投資的事業の計画的な実施 【各課共通】	財政状況を考慮し投資的事業の計画的な執行を図る。	実質公債費比率の抑制を考慮し、国等の補助金や交付税措置などの財政支援のない事業の抑制を図る。	実施					
				—	—	—	—	—	

7. 行財政状況等の公表・住民との協働の推進

改革項目(事業) 【所属】		今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール					目標効果額 (百万円) 28～32年度
				効果額(百万円)					
				H28	H29	H30	H31	H32	
65	住民への情報提供の充実 【各課共通】	行政の透明性の向上及び住民への情報提供の充実などにより、住民参加のまちづくりを推進する。	見やすく、読みやすい広報誌・ホームページへの転換を図る。また、パブリックコメント制度の推進や町政報告会の定期的な開催など住民参加のまちづくりを推進する。	実施					
				—	—	—	—	—	
66	情報公開制度の総合的な推進 【各課共通】	行政の透明性の向上を図るため情報公開制度の総合的な推進	情報公開の徹底、審議会等の会議の公開など住民参加のまちづくりを推進する。	実施					
				—	—	—	—	—	

合 計	161.6	181.0	218.6	199.1	216.7	977.0
うち 普通 会 計	157.4	168.1	202.5	179.5	194.8	902.3
うち 特 別 会 計	4.2	12.9	16.1	19.6	21.9	74.7

参 考 資 料

(ア) 今後の財政収支見込に関する算出基礎

大前提		財政収支見込については、現行制度が維持継続されるものとして算出している。	
歳入	町税	【個人町民税】均等割については、過去３年間の件数の平均伸率▲1.0％とした件数に均等割額を乗じた。 所得割については、過去５年間の平均減少率▲1.6%を見込んだ。 【法人町民税】均等割については、過去５年間の平均伸率1.4%を見込んだ。 法人税割については、過去３年間の平均伸率▲10.0%を見込んだ。 【固定資産税】過去５年間の平均伸率より算出した単年度伸率を用いた。 土地分：▲3.8%を見込んだ。 家屋分：▲2.7%を見込んだ。 償却資産分：▲0.3%を見込んだ。 交付金：▲1.9%を見込んだ。 【軽自動車税】過去５年間の平均伸率 0.9%を見込んだ。 【町たばこ税】過去５年間のたばこの本数増減による平均伸率▲1.0%を見込んだ。	
	譲与税・交付金	H27決算額に地方財政対策による伸率を乗じて算出した額で固定した。ただし、株式等譲渡所得割、地方消費税交付金についてはH27決算額で固定した。	
	地方交付税	【特別地方交付税】 H27決算額で固定した。 【普通地方交付税】 H28算出額を基礎に、各年度の町税減少額の75%を見込んだ。	
	国庫・府支出金	臨時	普通建設事業分については、※普通建設事業一覧に係る計画分を見込んだ。 その他の分については、H27決算額で固定したものに緑ヶ丘公営住宅に係る家賃低廉化分を加えて算出した。
		経常	歳出の増減に比例して見込んだ。
	財産収入	町有地貸付収入：H27決算額の経常分で固定した。	
	分担金・負担金	H27決算額の経常分で固定した。	
	使用料・手数料	H27決算額に緑ヶ丘公営住宅の建替えに伴う家賃増収分を見込んだ。	
	繰入金	H27年度から継続される事業で、他会計繰入金及び多奈川地区多目的公園分の繰入れ等を見込んでいる事業については、継続して繰入が行われるものとした。 基金：基金の取崩しは見込まない。	
	諸収入	H27決算額から第二阪和国道の土砂仮置分を差し引いた額に、バス運賃収入を加えた。	
	地方債	臨時財政対策債：H28算出額で固定した。 普通建設事業：※普通建設事業一覧に係る計画分を見込んだ。	
歳出	人件費	H27決算額をもとに、それ以降は退職補充を前提として算出した額に各年度の再任用職員の人件費を加えた上で、毎年1.8%の伸率を見込んだ。管理職手当、特別職報酬のカット及び一般職の給与カット等は見込んでいない。	
	扶助費	児童手当：H27決算額をベースに過去３年間の平均伸率▲4.5%を見込んだ。 医療扶助：ひとり親医療については、H27決算額で据え置いた。 老人医療については、H27決算額に過去５年間の平均伸率3.0%を見込んだ。 乳幼児医療については、H27決算額で据え置いた。 障害者給付・障害者医療については、H27決算額に過去３年間の平均伸率8.0%を見込んだ。	
	公債費	H27までの既発行分見込みにH28以降の※普通建設事業一覧に係る計画分及び臨時財政対策債を見込んだ。	
	物件費	臨時	H27決算額で固定した。ただし、賃金については、最低賃金の上昇を考慮し、人件費と同様の伸率（1.8%）を見込んだ。
		経常	賃 金：H27決算額に人件費と同様の伸率（1.8%）を見込んだ。 委託料：H27決算額に人件費と同様の伸率（1.8%）を見込み、路線バスに係る事業費を加えた。 需用費：H27決算額に過去５年間の平均伸率2.0%を見込んだ。 その他：H27決算額で固定した。
	維持補修費	過去５年間の平均伸率2.7%を見込んだ。	
	補助費等	臨時	H27決算額からふるさと納税謝礼品分を差し引いて算出した額で固定した。
		経常	広域消防組合負担金：H27決算額に伸率3.0%を見込んだ。 社会福祉協議会補助金：H27決算額に人件費と同様の伸率（1.8%）を見込んだ。 その他：H27決算額で固定し、路線バス運行補助金を除いた。
	積立金	基金利息分と多目的公園貸付分に係る多目的公園管理基金及び海釣り公園管理基金への積立金を見込んだ。	
	繰出金	臨時	H27決算額で固定したものに、多目的公園貸付分に係る財産区繰出金を見込んだ。ただし、下水道事業・漁業集落排水事業については、公債費などの経費を考慮して見込んだ。
		経常	下水道事業・漁業集落排水事業：公債費などの経費を考慮して見込んだ。 国民健康保険：事務費＝H27決算額に毎年1.8%（人件費と同様）、基盤安定＝制度改正に伴いH27決算額に過去３年間の平均伸率4.3%を見込んだ。 介護保険：事務費＝H27決算額に毎年1.8%（人件費と同様）、給付費＝過去３年間の平均伸率2.7%から被保険者数の減少率1.0%を差し引いた伸率1.7%を見込んだ。 後期高齢者医療：事務費＝H27決算額に毎年1.8%（人件費と同様）、基盤安定＝4.5%（H27伸び率）、医療費定率＝3.0%（75歳人口平均伸率）で推移させた。
普通建設事業	H28以降の※普通建設事業一覧に係る計画分を見込んだ。		

※ ３ページの普通建設事業一覧表を参照

(イ) 今後の財政収支見込額 (改革前・普通建設事業を含む)

単位: 百万円

		H28 (見込)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
歳入	地方税(固定資産税超過課税分を除く)	1,965	1,922	1,881	1,843	1,805
	譲与税・交付金	490	490	490	490	490
	地方交付税	1,923	1,955	1,985	2,014	2,043
	普通地方交付税	1,651	1,683	1,713	1,742	1,771
	特別地方交付税	272	272	272	272	272
	小 計 ①	4,378	4,367	4,356	4,347	4,338
	分担金・負担金	10	10	10	10	10
	使用料・手数料	101	102	104	106	108
	国庫支出金	948	1,098	661	605	596
	府支出金	493	507	522	538	553
	財産収入	38	38	38	38	38
	寄附金	1	1	1	1	1
	繰入金	244	26	51	49	17
	繰越金	49	0	0	0	0
	諸収入	164	164	164	164	164
	地方債	1,075	962	513	435	413
	臨時財政対策債	266	266	266	266	266
	その他	809	696	247	169	147
	小 計 ②	3,123	2,908	2,064	1,946	1,900
	計 ③=(①+②)	7,501	7,275	6,420	6,293	6,238
歳出	固定資産税超過税課税分 ④	75	73	71	69	67
	歳 入 合 計 (③+④)	7,576	7,348	6,491	6,362	6,305
	義務的経費	3,052	3,077	3,005	2,969	2,976
	人件費	1,422	1,466	1,358	1,360	1,329
	うち給与費等	1,265	1,250	1,237	1,233	1,231
	うち退職手当	157	216	121	127	98
	退職者数(人)	7	10	6	6	5
	扶助費	813	836	861	889	920
	公債費	817	775	786	720	727
	物件費	1,254	1,276	1,299	1,322	1,346
	維持補修費	89	92	94	97	99
	補助費等	494	503	511	520	529
	積立金	21	21	21	21	21
	貸付金	0	0	0	0	0
	繰出金	1,109	1,135	1,157	1,172	1,195
	下水道事業特別会計	281	284	283	275	274
	漁業集落排水事業特別会計	14	14	14	14	14
	国民健康保険特別会計	179	185	192	198	205
	介護保険特別会計	279	284	289	294	299
	後期高齢者医療特別会計	345	357	368	380	392
	その他繰出金	11	11	11	11	11
	普通建設事業	1,679	1,483	557	392	313
	歳 出 合 計	7,698	7,587	6,644	6,493	6,479
	差 引 (歳入－歳出)	▲ 122	▲ 239	▲ 153	▲ 131	▲ 174

(ウ)主な投資的事業(予定)一覧

単位:百万円

事業名	H 2 8						H 2 9						H 3 0						H 3 1						H 3 2						H28 ～ H32 事業費
	事業費	国庫支出	府支出	地方債	その他	一般	事業費	国庫支出	府支出	地方債	その他	一般	事業費	国庫支出	府支出	地方債	その他	一般	事業費	国庫支出	府支出	地方債	その他	一般	事業費	国庫支出	府支出	地方債	その他	一般	
道の駅「みさき」整備事業	397	41		320		36																									397
(仮称)町道海岸連絡線整備事業	235	129		95		11	667	367		270		30																			902
町道舗装修繕事業	30	17		12		1	30	17		12		1	30	17		12		1	30	17		12		1	30	17		12		1	150
(仮称)計画1号線整備事業	7	4		3																											7
橋りょう改修事業	33	18		13		2	33	18		13		2	33	18		13		2	15	8		6		1	15	8		6		1	129
西畑線改修事業	15	8		6		1	46	25		18		3	130	71		52		7	130	71		52		7	140	77		56		7	461
(仮称)町道多奈川歴史街道線整備事業	55	30		22	2	1	24	13		10		1	165	91		67		7													244
町道美化センター連絡線整備事業	5	3		2			8	4		3		1	7	3		3		1	51	28		21		2							71
公営住宅建設事業(緑ヶ丘住宅PFI事業)	491	243		243		5	480	213		256		11																			971
防災行政無線再整備事業	25			25			30			23		7	30			23		7	30			23		7							115
中学校非構造部材耐震補強事業	2					2																									2
町道すこやか線整備事業	19	10		8	1																										19
深日小学校グラウンド改修事業	14				14																										14
道路改良事業	5					5	5					5	5					5	5					5	5					5	25
河川水路改修事業	10					10	10					10	10					10	10					10	10					10	50
別所畑連絡線道路拡幅事業	4					4																									4
南久田線側溝改修事業	4				4																										4
西畑線路肩改修事業	1				1		1				1		1				1														3
西川護岸改修事業	7				7																										7
平野排水ポンプ等改修事業	9					9																									9
シルバー人材センター事務所改修事業	2					2																									2
中集会所増築事業	13				13																										13
車輛購入事業	9					9	5					5	2					2	2					2	2					2	20
深日火葬場解体事業	4			3		1	44			33		11																			48
町有地法面改修事業	81	15		56	10																										81
淡輪火葬場改修事業							5			4		1																			5
深日墓地改修事業							8				8		32				32		32				32								72
多奈川地区多目的公園整備事業	160				160																										160
深日会館空調機改修事業	7				7																										7
し尿処理場改修事業													50			38		12							50			38		12	100
ごみ焼却場改修事業							70			52		18							50			38		12							120
消防団車両購入事業													30			22		8							14			11		3	44
多奈川小学校キュービクル改修事業	1				1																										1
淡輪保育所エアコン移設事業	1					1																									1
民間空き家除却事業	3	1				2																									3
峠池護岸改修事業	5				5																										5
海釣り公園整備事業	2					2																									2
交通安全対策事業	3					3	3					3	3					3	3					3	3					3	15
保健センター耐震事業							3	1				2	1				1	9	3		5		1	40	13		24		3		53
淡輪保育所耐震改修事業	2					2	2			2			20			16		4													24
子育て支援センター耐震改修事業	5	1				4							3	1		1		1	20	7		12		1							28
その他	13	1	1	1	2	8	9	1	1			7	5	1	1			3	5	1	1			3	4	1	1			2	36
合 計	1,679	521	1	809	227	121	1,483	659	1	696	9	118	557	202	1	247	33	74	392	135	1	169	32	55	313	116	1	147		49	4,424

(エ) 今後の公債費の推移に関する資料

起 債 償 還 表

単位: 百万円

借入年度	借入額	27末 現在高	平成28年度償還額			28末 現在高	平成29年度償還額			29末 現在高	平成30年度償還額			30末 現在高	平成31年度償還額			31末 現在高	平成32年度償還額			32末 現在高
			元金	利子	計		元金	利子	計		元金	利子	計		元金	利子	計		元金	利子	計	
既発行分 合計		7,359	733	84	817	6,626	690	74	764	5,936	701	63	764	5,235	635	53	688	4,600	594	44	638	4,006
H28発行分	1,075					1,075	0	11	11	1,075	0	13	13	1,075	3	14	17	1,072	46	13	59	1,026
H29発行分	962									962	0	9	9	962	0	11	11	962	6	11	17	956
H30発行分	513													513	0	4	4	513	5	5	10	508
H31発行分	435																	435	0	3	3	435
H32発行分	413																					413
計		0	0	0	0	1,075	0	11	11	2,037	0	22	22	2,550	3	29	32	2,982	57	32	89	3,338
総合計		7,359	733	84	817	7,701	690	85	775	7,973	701	85	786	7,785	638	82	720	7,582	651	76	727	7,344

※ 発行額は、普通建設事業と臨時財政対策債(266百万円)の合算額

(オ)用語の解説

項 目		説 明
あ	一般財源(P.8)	財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもの。
か	基金(P.2)	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するためのもの。
	経常収支比率(P.4)	財政構造の弾力性を測定する比率。人件費、扶助費、公債費のように毎年経常的に支出される経費に、地方税、普通交付税のように毎年経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す。 〔経常経費充当一般財源／経常一般財源×100%〕 この比率は、70～80%に分布するのが標準的とされ、80%を著しく超える団体は、財政構造が硬直化しており、経常経費の抑制に努める必要がある。
	繰出金(P.1)	普通会計と特別会計または公営企業会計との間または特別会計の相互間で支出される経費。
	公共施設整備基金(P.3)	公共施設の整備及び公共施設の適切な維持管理に充てるために積み立てられた基金。
	合計特殊出生率(P.5)	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。
さ	財政健全化計画(P.1)	財政健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。計画の策定にあたっては、議会の議決を必要とし、策定後は速やかな公表と総務大臣、府知事への報告をしなければならない。
	財政再生団体(P.2)	平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、毎年度決算時に「健全化判断比率」を算定することが義務付けられ、その比率のいずれかが、早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化団体」、さらに財政再生基準以上の場合には、「財政再生団体」となる。 「早期健全化団体」や「財政再生団体」となると、国に監視のもとで財政健全化や財政再生に向けて計画的に取り組まなければならない。
	財政調整基金(P.2)	年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた基金。
	実質公債費比率(P.4)	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。平成18年度からの地方債の協議制において既に用いられている。この比率が18%を超えると地方債の発行に国の許可が必要となり、25%を超えると地方債の発行が制限される。
	実質収支(P.2)	形式収支(歳入歳出差引額)から、翌年度に支出しなければならない額(繰越明許費繰越額など)を差し引いた決算収支をいう。
た	退職手当債(P.1)	退職手当の財源として特例として発行が許可される地方債。
	投資的事業(P.2)	支出の効果が、資本形成に向けられた事業。
	特定財源(P.11)	財源の使途が特定されているもの。
	特別会計(P.5)	町が特定の事業を行う場合に、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計と区別して個別に処理する必要がある場合において設置することができる会計。
は	標準財政規模(P.4)	地方公共団体が標準的な状態で通常収入されるであろう経常一般財源の規模をいう。
	普通会計(P.2)	地方財政に関する各種統計などに用いられる会計であり、一般会計に公営事業会計を除く各種の特別会計を合算し、重複額を控除して純計額として表現したもの。本町では、一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計を合わせたものをいう。
	普通交付税(参考資料)	地方公共団体が等しく事務を行えるよう国から交付されるもので、合理的な基準による一定の算式によって算定される。
ら	臨時財政対策債(参考資料)	地方財政収支の財源不足を補うために、本来、地方交付税として交付されるべき額の一部について、特例として発行が許可される。
	類似団体(P.4)	人口及び産業構造の2つの要素が類似した団体。